

第五十五回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録 第二十一号

昭和四十二年七月六日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 矢野 絢也君

理事 小宮山重四郎君

理事 福井 勇君

理事 石野 久男君

理事 内海 清君

理事 秋田 大助君

理事 岡本 茂君

理事 佐々木義武君

理事 増岡 博之君

理事 石川 次夫君

出席國務大臣

國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術政務次官 始関 伊平君

科学技術庁長官 小林 貞雄君

科学技術庁計画局長 梅澤 邦臣君

科学技術庁研究調査局長 高橋 正春君

科学技術庁振興局長 谷敷 寛君

科学技術庁原子力局長 村田 浩君

本日の会議に付した案件

原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出第七号)

科学技術振興対策に関する件

○矢野委員長 これより会議を開きます。

第二類第三号 科学技術振興対策特別委員会議録第二十一号 昭和四十二年七月六日

原子力基本法の一部を改正する法律案及び動力炉・核燃料開発事業団法案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○矢野委員長 ただいま委員長の手元に、石野久男君外三名より自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる動力炉・核燃料開発事業団法案に対する修正案が提出されております。

動力炉・核燃料開発事業団法案に対する修正案

正案 動力炉・核燃料開発事業団法案の一部を次のように修正する。

第一条中「基づき」の下に、「平和の目的に限り」を加え、「関する開発」を「関する自主的な開発」に改める。

第十三条一項中「及び監事」を削り、「意見をきいて」を「同意を得て」に改め、同条に次の一項を加える。

3 監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

第十六条第二項中「及び監事」を削り、「意見をきく」を「同意を得る」に、「受けるものとする」を「受けるものとし、監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとする」に改める。

第二十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

る。

六 核燃料物質及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取り、売渡し及び貸付けを行なうこと。

第二十三條第二項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第二十五條に次の一項を加える。

2 第二十三條第一項第三号から第六号までに掲げる事業団の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核燃料開発業務に関する基本計画に従つて実施されなければならない。

第四十四條第二号及び第四十五條第二号中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改める。

附則第二條第一項中「第一項」の下に「又は第三項」を加える。

○矢野委員長 まず、提出者より趣旨の説明を求めます。石野久男君。

○石野委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表いたしまして、動力炉・核燃料開発事業団法案に対する四派共同の修正案を提出いたします。

修正案は、お手元に配付されておりますので、朗読は省略させていただきます、その趣旨について簡単に御説明申し上げます。

まず第一は、事業団設立の目的について、平和利用及び自主開発の趣旨を明確にする。

第二は、理事長の任命は原子力委員会の同意を必要とする。

第三は、原子燃料公社の例にならない、事業団の業務として核燃料物質、核原料物質の輸出入、売り渡し等を加えるとともに、核燃料開発関係の業務についても基本計画に従つて実施されなければならない。

ならないものとする。

以上であります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○矢野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○矢野委員長 これより両案及び修正案について討論に入りますが、別に討論の通告がありませんので、順次採決いたします。

まず、原子力基本法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○矢野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に動力炉・核燃料開発事業団法案について採決いたします。

まず最初に、石野久男君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○矢野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○矢野委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○矢野委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、小宮山重四郎君外三名より、自由民主

党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案として附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

動力炉・核燃料開発事業団法案に対する附帯決議(案)

一 動力炉及び核燃料の開発並びに原子力産業の樹立は、エネルギー政策の推進、科学技術の振興等の見地から国家的にきわめて重要な課題である。よつて政府は、これを重要国策として経済の変動等に左右されることなく長期にわたり強力に推進すべきである。

二 高速増殖炉及び新型転換炉の開発は、長期的かつ画期的な国策である。したがつて政府は、これに必要な資金及び人材の確保のために強力な施策を講ずるとともに、努めてその自主的な開発をはかるべきである。

三 動力炉開発は、きわめて広範な分野にわたる大規模なプロジェクトであるので、政府は、新事業団がその中核体として新しい運営方式によつて関係各機関の総合的活用をはかり、もつてその総力を結集しうよう、特段の配慮を払うべきである。

四 政府は、核燃料サイクルの確立をはかるため、天然ウラン及び濃縮ウランの確保、再処理施設の建設等核燃料の開発利用政策を国の責任のもとに強力に推進すべきである。

また、当面の原子力発電の大部分が在来型炉によるものであることにかんがみ、その建設及び国産化については、特段の配慮を払うべきである。

五 動力炉及び核燃料の開発は、その安全性を確保するため、内部体制を十分に整備することともに、施設が適切に配置されるよう配慮すべきである。

六 政府は、原子力政策の強力な推進をはかるため、原子力委員会を含む各機関の権限、機能等を再検討し、抜本的な改革をはかるべきである。

る。

○矢野委員長 ます、提出者に趣旨の説明を求めます。小宮山重四郎君。

○小宮山委員 たいだいま議決いたしました動力炉・核燃料開発事業団法案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表いたしまして附帯決議を提出いたします。この附帯決議案は四党円満に話し合いのついたものであります。

案文はお手元に配付してあるとおりでございますので、説明は省略させていただきます。(拍手)

○矢野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議につきましては、別に発言の申し出もございませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○矢野委員長 起立総員。よつて、本動議は可決いたしました。

この際、ただいまの附帯決議について、二階堂国務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。二階堂国務大臣。

○二階堂国務大臣 たいだいま御決議をいただきました附帯決議はわが国における原子力の研究、開発及び利用全般にわたつて、これに取り組む基本的姿勢にかかると重要な事項を網羅しているものであり、原子力の行政に携わる私どももいたしましては、今後この附帯決議の趣旨に沿ひまして鋭意努力してまいります所存であります。

特にこの事業団が行ないます高速増殖炉及び新型転換炉の開発は、長期間にわたる画期的なプロジェクトでありますので、これに必要な資金及び人材の確保については十分配慮してその円滑な遂行を期する所存であります。

なお、この附帯決議の第五項において、安全性の確保の見地から、施設が適切に配置されるよう

配慮すべしとありますが、この中には、一般的に申しまして施設が過度に集中しないようにとの趣旨も含まれているものと解しております。

○矢野委員長 おはかりいたします。

たいだいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○矢野委員長 次に、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 きのう参考人相当多数にお願いいただきましたいろいろな御意見を承りました。その中で私たちが見のがすことのできない、学術研究について大学の教授の方から非常に示唆に富んだ御意見を聞いたわけなのです。幸いに、そうした問題につきまして、あすは文教委員会と合同審査をいたすわけなのでありますけれども、その前にぜひお聞きしておきたい点が学術研究体制についてあるわけでありまして。したがつてその点で、科学技術庁の長官あるいは研究調整局長から、ひとつはつきりした態度を聞いておきたいと思ひます。

私の疑問点を率直に、そして具体的に申し上げたいと思ひます。きのうのお話の中でこういうお話があったわけです。いわゆる科学学術研究というふうなものについては、一つはいわゆる純然たる研究、それから目的研究とある。それでビッグサイエンスになりビッグビジネスになった場合

は、どちらかというと目的研究になり、あるいは産業界の要請になりますと目的研究が多くなってくる、これはやむを得ないと思ひます。しかしながら、きのうの話の中では、どうしても基礎研究の段階というものはおろそかにできないということも痛感いたしました。なぜかといいますと、科学が非常に大きくなつてきて、すそ野が非常に長くなった。そうすると、いよいよもつてその目的それ自体の学問でなくて、むしろ人文とか、あるいはまた工学方面でも、直接ロケットとか原子力に関係のない工学、理学が必要だ、こういうようなことを言つておられたように思ふ。そういう観点に立ちまして今度の学術振興会法案を見ますと、どちらにウェイトを置いておるんだらうかと私は疑問に思つて、まずそのことを第一点としてお聞きしておきたい。科学技術庁といたしましては目的研究もけつこうだが、しかしながら基礎的な研究にやはり主眼を置かなければならぬという考えを持つて学術振興会法案に臨まれたかどうか。省庁の關係からいへば、皆さんのほうは技術ですから目的研究のほうに主体を置かれる、これは当然だと思ひます。文部省はむしろ基礎研究に主体を置くのが主体ではないかと思ふ。しかし、今度の学術振興会法案を見ますと、何か目的を早急のところに置いておるような感じがするのです。そういうところから勢い——あの法律案を見ますと、内部は大臣の権限が非常に強いのです。そこで、あした、その点については文部省關係に質問をして審議をいたしますけれども、しかし、その前に科学技術庁のお考えをよく聞いておきたいと思ひます。これが一つです。

それからもう一つは、学術振興体制には、どうしても三つの潮流は否定できない。一つは科学技術會議と科学技術庁ですね。一つは大学をかえつておる文部省、それからきのうも私、文教委員会に午前中出席しておつたのでありますけれども、学術會議の意向が今度の学術振興会法の中には入つてないという意見が学術會議の委員からも出ておりました。このいわゆる三つの潮流、三つの

考えというものを一致させなければ、原子力の、この高速増殖炉の開発といつても、基礎にはやはり学術研究があるのですから、その根柢に政治的な混乱があるんじゃないだろうか。先般、別の問題ですけれども、中曽根さんが非常に示唆に富んだことを言われました。乱気流の中にあると言われましてけれども、日本の学術研究なりビッグサイエンスというものが、そうした三つの研究基盤ともいふべきところの調整ができていなかったら、乱気流の中に原子力の研究もロケットの研究も、さらに広範な学術研究というものも埋没し、研究者あるいは学者というものが予算のこま切れに對しまして陳情にこれとめるといふ情けない状態が出てまいる。そして最終的には、アメリカの極東軍の軍事費までもらわなければならぬというようなことが起こってくるわけですね。私たちは、研究費をふやせということにつきましては非常に強く要請するのですけれども、それを受けて立つところの基盤にやはり混乱があるんじゃないかというのを思うのです。

この二つの点について、きょうはよくお聞きしておきまして、あしたの合同審査に臨みたいと思っておりますので、お答えをお願いしたいと思っております。

○二階堂國務大臣　きのうの参考人の意見の中に、いま三木先生のおっしゃったような御意見がありまして、私もその意見を拝聴しておいたわけでありまして、科学技術庁の科学技術振興に対する基本的な態度は、これは基礎研究というものを、おろそかにしては目的研究も完全に達成できないというように考えておりました。やはりこれは基礎研究をおろそかにしてはならない。ビッグサイエンスに対する取り組み方についても、これは当然そうあるべきだと思っております。

また、きのうの御意見の中でビッグサイエンスが最近ビッグビジネスになつてきておる。これは当然目的研究は、営利とからんで、そういう事業とからんで非常にそういう声が大きくなつてきておる。そうなりましても、やはり基礎研究という

ものは、おろそかにしてはならない、こういう考え方を私は基本的に持っております。

それから、学術振興会法ですか、私はこの法律の内容については、まだ十分勉強いたしております。まことに申しわけないと思っております。が、実はあした何かこの問題についてお尋ねがあるというので、きょう午後からいろいろ勉強してみたいと思っております。これはまことに私の勉強の足りないところで申しわけないと思っております。が、まあこの法案のこまかいことについては、いまお尋ねの点につきましては、官房長から具体的にお答えをさせることにいたしますが、いろいろ問題があるようでございます。それは聞いておりますので、私も、そういう問題があればなおさらもう少し掘り下げて、この体制を進めていく上において、学術会議とかあるいは文部省とかあるいは科学技術庁、こういうものが完全な合意の上でこういう体制がつくられていく、そして学術の振興がぐんぐん進んでいく、そしていくというところが何よりも私は大事なことで、思っております。

なお、こまかいことについては、官房長から答弁させます。

○小林(貞)政府委員　基礎研究と、応用研究あるいは目的研究、企業化研究等々との関係につきましては、お説のように、密接なる関連、一貫性がなければならぬものだと思っております。その点は、大臣のお話にもあったとおりでござい

ます。そこで、それを行政のベースといえますか、それに引き直してみますと、かねがね問題になりまして、学術と科学技術の関係、こういうことになるのじゃないかと思っております。現在の法律の関係でいいますと、科学技術庁は、自然科学技術を中心にして所管いたしておりますが、その中で大学に関係するものは一応除く、こういうことになっておるわけでありまして、一方、学術のほうは、学問の研究ということございまして、これは学術振興会法の中にも学術の定義が示されておりますが、こ

れは文部省設置法という学術でございます。したがって、それは科学技術ということばに翻訳いたしますと、基礎研究というような分野がその中に多く入るのではないかと、かように考えております。したがって御指摘のように、ビッグサイエンスをうまくやるために基礎研究と目的研究をうまく結びつけるためには、学術と科学技術とをうまく結びつけていく必要がある、こういうことになるだろうと思っております。

そこで、この学術振興会法案のときにもその辺の問題が問題になっておるわけでございしますが、結局私どもの考えておりますことは、要はその学術のほうと科学技術との連携をうまくとっていくということに焦点があるのではないかと、こういうふうに考えております。したがって、この法案の政府内部での検討の段階でも、学術と科学技術とをいかに調和させていくか、こういうところが問題の焦点になった次第でございます。それだけがばらばらにいったのでは現在の情勢に合わない、こういうことでございしますので、したがってこの法案の最後の閣議の段階でも、大臣から特に発言をされまして、振興会の事業というものは科学技術の振興と密接な関係があるので、今後科学技術庁と文部省とは相互に緊密な連携を保ち、一体となつてその振興をはかっていくのではないかと、いうことで、文部大臣も了承されたように伺っておりますが、そういう姿勢で学術振興会の運営その他に取り組んでいく、こういう状況で考えておるわけでございます。

科学技術庁関係、文部省関係、学術会議、そういう三つの流れというおことばをお使いになりましたけれども、現状では、先ほど権限関係で申されましたような科学技術の関係とそれから学術の関係、大学との関係、そういうようなことがそこにあるわけでございしますが、結局はこれらがいかに連携をうまくとってやっていくかというところに焦点があるかと思っておりますので、運用の問題とい

を文部省とつていつて、基礎研究と目的研究、純粋研究と目的研究との調和をうまくはかっていきたいというのがわれわれの現在の考えでございます。

○三木(喜)委員　大臣の御答弁と官房長の御答弁はもつとも御答弁だと思っております。しかし今回の科学技術振興対策特別委員会ではうらはらの法律案の二つだけだったので、それに私たちは全力を傾注して、政府なり与党に極力協力してまいり、そして日本のビッグサイエンスをどのようにして組み立てていく、どういった協力体制が必要になるかということでもかなり探求をいたしました。そして、この事業団の仕事はナショナルプロジェクトとして十分やらなければならぬ、こう考えたわけでありまして、非常にすそ野も広いし、そして山も高いのであります。したがって科学技術庁長官といたしまして、科学技術庁としても、十分基礎を深く掘って、基礎工事をやらねばならないと思つて、基礎工事をやらねばならない必要があると思つて、その一つとして学術振興会法案が文教で提案になっておる、こういうような観点で見つておたのですけれども、あれをいろいろ私なりに検討してみますと、そうでないのです。だから今回のこの法律案、これはわりにもスゴいあたりは大きく評価しておりますけれども、これは重大な法案だと私は思ひますし、事業だと思つておる。にもかかわらず、これに對するところの評価はわりと少ないのですけれども、しかししっかりとやらなければいかぬという考え方で、基礎を深く掘るという考え方に立つて私は見ておたのです。科学技術庁としては、大臣も言われるように、きょう屋から勉強するんだ、こういうふうなお話でもありますし、小林官房長の話では、よく連携をとってやらなければならぬ、こうおっしゃるわけですが、事実あの法律案をひとつ見ていたださい。これを私は非難し、高踏的なことを言うのじゃないのですけれども、あれではビッグサイエンスをやるところの、事業をやるところの形になつて、研究者の研究に対する意欲、学問に對するところの好奇心を満足させるというふうな

自由研究が影をひそめ、あれは目的研究に走るところの法律案になっており、大臣の権限が非常に強いのですから、勢いこれから文部省に対しても研究費を下さいというお百度参りをしなければならぬと、あの事業団に対してもお百度参りをしなければならぬという、学者、研究者が哀れな状態になるのではないかと心配を持っています。私はあしたはその点を強調してお聞き、是正してもらえたら是正してもらいたいと思うのですけれども、科学技術庁あたりも、これだけ大きなビルディングを建てよう、何十年かかってやりあげられるであろうところの大事業をなさろうとするなら、それに対するところの強い要望を持ち、関心を持ってもらわなければならぬと思うのです。あの法律案は何でもない法律案ではないのです。私はそういうように把握しておるのです。きょうはお聞きしておるわけなんです。そういう意味合いで、しからばどういふように——いままで大臣はお知りにならぬかしれませんけれども、事務当局でそういう意欲を持って文部省と折衝をなさったか、これをひとつ聞きたいと思うのです。聞くところによりますと、そういう覚え書きを出そうとしたところがけられたという話なんです。これでは私は——私たちは科学技術庁というものはもう省に昇格すべきだと思ふのです。科学技術振興対策特別委員会もむしろ常任委員会にしてもらう必要があると思ふのです。これだけ各国とも科学に力を入れ、ビッグサイエンスに取り組んできたら、私はそういうふうに思うわけなんです。そういう中におけるところの科学技術庁の主体性というものはいさぐちありやというところを考えたと思うのでお尋ねしておるのです。

それから第二は、いま小林さんが御説明なさいましたけれども、この三つの流れというものは必ずしも今回も一致しておりませんし、乱気流だと言いたい。それはなぜかというところ、科学技術基本法がいまだに出ない。こういうところに与党の中でも調整に苦勞されておるようですけれども、しかしすそ野が広いのなら、すそ野の広いところの

科学技術基本法をお互いにつくらなかったら、ことばのやりとりや修正じゃないと私は思うのです。根性の問題だと思ふのです。精神の問題だと思ふのです。そういうふうに考えて、この三つの潮流をいかに一つにして国家目的に合致させて、研究者が意欲を持ってやるような方向にしようかというところが私は大事だと思ふのです。その点につきまして科学技術庁としてどういふような接触を持たれたか。そして事実覚え書きを突っ返されたというふうなことから、どうされるかというところをひとつ聞かせていただきたいと思うのです。

○小林(貴)政府委員 學術振興会が御案内のように現在財団法人としてあるわけでございまして、それを今度いよいよ特殊法人に切りかえる、こういうことでございまして。そういうことで従来やっております仕事をより拡充強化をしていく、こういうことになろうかと思ひますが、正確な数字は実はいま手元に資料がございせんのであれでございまして、四十二年の予算で三億三千万ぐらいですかの補助金が計上されております。そのうち二億の金が現在開かれております日米科学委員会の関係の予算、こういうような内容を持っております。そこで、たとえばわれわれのほうで宇宙開発をやっているのは原子力開発をやりますときに、御指摘のように基礎研究を強化する、そういう観点から大学の協力を得なくてはならぬという事態も出てくるわけでございまして、そういういふいわゆるビッグサイエンスの基礎研究の場合には、學術振興会が直接これに關与するということでは、われわれとしてはいまのところちよつと考えてはおりないような次第でございまして。そういう意味でやはり基礎研究と純粹研究と目的研究との關連というものは十分着目をしていくことは、先ほど来御指摘のように、私も申し上げたとおり必要かと思ひますが、そういう意味で學術振興会がすべての、何でもかんでもわれわれのほうの首根っこを押えていく、こういうふうなことは、われわれはならぬいふではないかというふうに、われわれ

としては現在考えております。しかしながら、先ほどのお話のように、業務の問題になつてきますと、學術振興会とわれわれのほうのやつております仕事との接触という問題、重複の問題、そういう問題が出てくる可能性があるわけでございまして。したがって、そのむだを省き、お互いにくまなくやっていくということが将来の重要課題で、それを先ほど来、連携を密にするということばで申し上げておるわけでございまして。そこで、閣議で大臣がそういう発言をされ、文部大臣がそれを了承されたということで、それを受けて御指摘のように覚え書きを交換しようという話を実はしておるわけでございまして、現在の段階では、率直に言ひまして、まだ妥結点が見出せておりません。私のほうから言えば、少し強い、連携を密にするという意味で、強い連携策を——若干立場の違いもございまして、その返こちの強い要求がそのまま向かうのほうへ、完全な意見の一致を見るというところまで行つてない、こういう意味で覚え書きが現在できていない、こういうことは、現状といたしましては事実でございまして。しかし、何といひまして最高の場である閣議で、大臣同士連携を密にしていこう、こういう御発言に合意をいたしておるわけなので、将来その発言をベースにいたしまして、さらに一そう両方の合意を事務的合意に達成させたい、かように現在はお考へておる次第でございまして。

○石川委員 關連。いま三木さんから基本的な問題について質問があつたわけでありまして、あしたまた連合審査会がありますから、連合審査会では、大體學術振興会をつくらうとする当事者に対する質問を行なうわけでありまして、きょうはその半面の科学技術關係だけに、ちよつと審議を進める便宜をはかる上から質問したいと思ひます。それで、ちよつと大ざっぱなものはい方をします。きょう、御承知のように、動力炉・核燃料開発事業団法案を審議する過程で、参考人の意見をいろいろ聞いたわけでありまして。そのときにも、

私、申し上げたのでありますけれども、原子力は、OECDの科学政策委員会でも言われておりますように、日本では、原子力の研究だけは原子力委員会があつて、どうやら日本の衆知を集めるという体制ができておる。その他のビッグサイエンスにつきましては、残念ながら、いろいろな審議會はあるけれども、これはただ単に助言をするというだけで、統制のとれた指導、プロジェクトリーダーとしての完全な機能というものを果たしていない、こういうことはきわめて遺憾であるということが明快に指摘されておるわけです。今度、學術振興会法というものができて、あの法案それ自体だけを見ると、たいして科学技術庁の現在の仕事に影響はなさそうなる形に見えますけれども、これはこの場で申しませんが、将来これがどういふふうな発展をするか、あるいはまた、科学技術振興の基本的なあり方についての重大な転機をもたらす危険があるのではなからうか、こういう点で、私はこれを非常に重視しておるわけであり

す。そこで、ラフな質問でたいへん恐縮であります。いま三木さんからいろいろの御質問がありましたけれども、大学の基礎研究というのは、目的を持たない純粹な基礎研究というものに重点を置いており、この学問の自由というものの、自治というものを完全に守つていかなければならぬ。しかしビッグサイエンスというものは完全に目的づけられた基礎研究であり、開発研究である、こういう違いがあると思ふのです。ところが、現在の純粹に学問の自治を守つて基礎研究に携わるべき大学は、それ自体なかなか力を持っておるということにはありますけれども、ビッグサイエンスに相当積極的に乗り出しているわけですね。それはたとえば海洋の問題について、——そのうち、またあらためて質問したいと思つておりますけれども、東大ではすでに海洋研究のための船を二隻つくつておる。科学技術庁もおくれればせながら、潜水調査船を現在つくつておる。この調整を一体どうするか。文部省並びに東大それ自体非常に力

があることは認めますけれども、それはおれのところでもやるんだという意欲はいへんけつこうでありますけれども、ビッグサイエンスはそういう局限された部門でやるべき仕事ではないと思ひます。これをいかに統合し、そうしてプロジェクトというものをばつくり与えて指導をするかということになると、現在の姿は、いま三木さんが質問されたように、こんとんとしております。こんとんとしております。この學術振興会というものができると、なおさらその混沌に拍車をかける、こういうことを私はおそれております。実を言いますと、われわれは別に科学技術庁のかばん持ちをして、この権限を大いに固持しようというやうなけちな気持ちには毛頭ないので、日本のビッグサイエンスを進めるにはどういう形であるべきかということをはんと心に配しておるわけなんです。その点から言いますと、文部省のほうは、科学技術庁は、さつくばらんに申しますが、もう原子力だけやればいいんだ、こういうふうな考え方が強いんじゃないか、私はそういう印象を非常に強く受けておりました、おれのほうにまかせれば、おれのほうで全部やるんだという、その意欲はなかなかいいかもしれせんけれども、そういう形ではたして日本の學術研究の完全な推進というものが整然と一定のプロジェクトに従って進め得るかどうかがという点について、私たちは非常に疑問を感じておるわけでありまして、私たちはこの動力炉・核燃料開発事業団について非常に熱心に討議したつもりでおりますけれども、日本のビッグサイエンス並びにビッグビジネスに通ずる大企業というものを、原子力を基準として一つのモデルを示したいという意欲を持っております。曲がりなりにも原子力のほうについてはそういうモデルができて、その他がこれについていけないという点では、審議をした意味が半減されると私は思っている。そういう点で、この學術振興会の中身その他については、きょうは質問をいたしませんけれども、これは初めは、文部省と科学技術庁が共管をしようという話があったはずで、そこ

ろが共管はだめだということで、覚え書きというところの下がった。覚え書きも、これは両者間の意見がなかなか合合わないで、まだ成立をしない。それで、さつくばらんに伺ひますけれども、その覚え書きの内容、これは科学技術庁のほうから提案をされたというふうに関ひておるわけでありまして、その内容を一応聞かしてもらいたいと思ひます。

それから、科学技術庁長官に伺ひたいのでありますけれども、私が先ほど申し上げましたように、日本のビッグサイエンスというものを進める上では、科学技術庁というものはそういうふうな目的づけられて、サイエンスを振興するための取りまとめといひますか、調整といひますか、振興といひますか、そういう任務を果たすためにできた科学技術庁である、私はこう思っております。しかしながら、科学技術庁だけでそれを動かすことはなかなか困難でありまして、少なくとも文部省と科学技術庁との間の調整をとって、その中心となつてこれを全部統合していくという形に水をさすというか、今度の學術振興会というものが将来どう発展するかによつて非常に大きなガンになる、こういう疑念を持っておるわけでありまして、そうすると、科学技術庁それ自体は、残念ながら、いまのところはそれほど大きな力があるとは思ひませんけれども、あるべき姿としては、ビッグサイエンスを衆知を集めて進めるといふときに、おける中心的な役割は、どういふ形がいいのか、どういふふうにお考えになつておるのか、これをひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○二階堂國務大臣 おつしやるとおり、科学技術の振興に關する關係各省間の調整の役割をしていくという本来の役所の使命もあると私は承知いたしております。したがひまして、研究費の配分等については、調整費をもつてそういうところに費用を配分してある。一括調整費をとりまして、關係各省の研究に必要な金を配分してある、こういうことをやっておるわけですが、なお、そういう機能を強めて、そうして研究開発、技術

の開発等が円滑に総力をあげてできるような体制に持つていくことが、私は科学技術庁の非常に大きな仕事ではないかというふうに関ひておると思います。そういうことをますます強めていくことがまた当然であると思つております。

○小林(貞)政府委員 御指摘の科学技術庁の役割という問題について非力ではあるが、こういうことで私どもたいへん叱咤激励を受けた気持ちでおります。科学がこつこつと進歩いたしますときに、基礎から最終までの連携をどうやってうまくやっていくか。一方、學問研究が総合的になつてくるときに、横の総合性をどうやって發揮するか、こういう情勢が出てきておるときに、科学技術庁がその使命を果たすべきであるということかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この問題は、科学技術庁ができません前後からの重要課題であることは御案内のとおりでございます。自然科学技術については科学技術庁がいわゆる総合調整機能を持つておりますけれども、大学にかかわる分は除外する、こういうことになつております。それではいかぬじゃないかというのがその後の毎度の議論でございます。例の臨時行政調査会でも科学技術班というものを特におつくりになつて、そういう研究の一貫性あるいは総合性をどうやってやるかという問題に取り組まれておるわけでございます。そういう意味でこの問題を解決する必要は私ども全く強く感じておるわけでございますが、いまの設置法との關係をどうやって壁を破るかということになりますと、この辺の問題はたいへん重要な問題でございますので、例の科学技術基本法もその辺の問題に取り組む一つの場であつたかと思ひますが、いずれにいたしましても重要な問題としてなお今後大いに検討をしていかなければならぬ問題かと思ひます。御説のようにそれらが総合性を發揮し、一貫性を發揮する必要性は強く感じておる次第でございます。

そこでもう一つの、覚え書きの内容いかんというところでございますが、これは私どものほうはあの開発等が円滑に総力をあげてできるような体制に持つていくことが、私は科学技術庁の非常に大きな仕事ではないかというふうに関ひておると思います。そういうことをますます強めていくことがまた当然であると思つております。

すこへ書いております文部省の権限につきましまして、具体的にこういう権限は科学技術庁と相談をしてもらうべきである。それを文部大臣が個々の権限を行使いたしますときに、學術と科学技術との關連という意味で科学技術庁にも相談をしてもらいたいというやうな個々の問題をわれわれのほうで取り上げておりますのに対して、文部省のほうでは一般的な精神的な協議ということではないかというのが両方のいままでのいきさつでございます。今後、學術と科学技術とはそこしないやうに、総力が發揮できるやうな趣旨ということを織り込んでまいりたいというのがわれわれの現在の考えでございます。

○三木(書)委員 お話を聞いておりまして、大体どういふ態度で臨んでおられるかというところはわかりました。きょうは、あした合同審査をするところの前段としてお聞きしておるので、あまりくどくは申しせんけれども、文部省のほうにいたしましては、今回特殊法人で學術振興会というものををつくらう。公社公園を新設しないというその線の上で科学技術庁關係は非常に遠慮なさつて、国のビッグサイエンスと取り組むのに、一つの公社公園をつぶして、そしてその上につくらう。端的な言い方ではあるのですが、非常に遠慮したやり方をしておる。片方は新設するのですよ。だから異常な決意で文部省は臨んでおるわけですよ。そして予算も本年度は四十億です。財界からいろいろ寄付を受けて四十億になるのです。そして将来は三百億の予算でやろうとするわけなんです。非常に大きな事業ですよ。今回はこうしたビッグサイエンス、ビッグビジネスを打ち立てられるその裏打ちになるところのものでありますから、十分科学技術庁長官としても責任を感じていままでの折衝をやつていただいて、真にその裏打ちにふさわしいところの學術振興会法になつたかどうかということを私は聞いたのですが、いまのところではそうでなかつたやうな気がいたします。一國の文教政策並びに科学政策を進めるのについては実にばらばらな感じを受けました。これは遺憾な

がらいままでの経過を聞きまして中で、そういう感じを持って非常に残念に思うのですが、しかしいまからでもおそくはないですから、その点には今後十分気をつけて進んでいただきたいと思います。

それから前の質問に対しては御答弁をいただけていないように思うのですが、それは科学技術基本法の問題です。これはさね神にたたりなしということで、科学技術庁なりあるいはわれわれの科学技術振興対策特別委員会もそういう態度であつては、ほんとうの裏打ちはできぬと思ふのです。だから、これにつきましては、与党の議員からも聞きました。一応現在修正されておる形で国会に出して、そして継続審議のかっこうで次期国会へ持ち越そう、こういうような技術的な面がうかがわれるのですけれども、技術ではないのです。私は精神だと思ふのです。われわれは学術会議と科学技術会議と、それから科学技術庁、そして文教委員も入り、文部省関係も入って、そして人文と自然科学というものとよく調整しながらいくということに一応決定したわけです。これは非常にくだいようですけれども、しかしその後、それに対してやはり基本的な姿勢に対しての科学技術庁の取り組みは、もう非常に消極的な感じがしてならないのです。この根底に狂いがあれば、三つの潮流を潮流のまま置いておくということになれば、今後のビッグサイエンスというようなものが非常に心配なわけです。そういう意味合いでこの科学技術基本法に対処したところの科学技術庁のあり方を聞いたわけです。これもかくあらねばならぬ、こうすべきだという考え方を聞くだけであつて、これに対するところの体当り的な熱意と将来のビジョンというものが、われわれはいまの御答弁の中では読み取れない。でき得べくんば、私たちも、佐々木良作氏もかつて言いましたように、科学技術庁の長官、原子力委員長というものはかわらないようにしてくれ。きのうも大蔵大臣の話が出ておりましたが、大蔵大臣

もわかるな、こういうようなことまで言っている。これはなぜかといふと、こういう大事業がなされるときに次々と大臣がかわられたり、科学技術庁というものが非常に敵力であつたりしてはならないという意味から言っているわけです。

具体的な問題に対してもそういうようなかまえては、学術振興会法、それから科学技術基本法に対して私たちは非常に満足です。そういう意味合いできょうは御質問申し上げたのですけれども、もう御答弁でわかりました。あすはそういうようなかっこうでひとつ私たちも対処したいと思つております。お答えをいただけるならばいいだいいけつこうです。私の質問はこれで終わります。

○二階堂國務大臣 いま三木さんのお述べになりましたことは、すべてこれは基本に関する問題であつて、私も重大な問題だと思つております。したがうして、科学技術基本法の国会提出につきましても、私どもの立場としては、一応の案文は持つておるわけですけれども、これを出す場合には、何と申ししましても政府・与党の一体的な立場から申しまして、与党のほうの組織の了解を得なければどうしても提出ができないということでありまして、この与党内の内部における問題を煮詰めて、そして私は今国会中にぜひ出したという決意でもつて話を進めてもらつてまいつてゐることは事実でございますが、まだ今日の段階におきましても、そこまですべておきません。しかし、引き続き党におきましても今度は小委員会を設けられまして、科学技術関係の先生方と文教関係の先生方とひざを突き合せて何とか合意に達するように努力いたそう、そしてできればこの国会に出して、この審議ができれば継続でもしていく、こういうふうには私はぜひしていただきたいと思つて、まだ今日もその努力を党に対しても行なつておるようなわけでございます。三木先生のおっしゃるとおり、基本に関する、もことになる精神の問題でもございますので、そういう趣旨を

十分に体して、最後まで私は何とかそういう努力を続けてみたい、かように考えております。

○三木(喜)委員 終わります。

○矢野委員長 この際、文教委員会と当委員会との連合審査会の開会は明七日午前十時となりまして、お知らせいたします。

次会は、来たる十二日水曜日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会



昭和四十二年七月十一日印刷

昭和四十二年七月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局